

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	総合博物館埋蔵文化財調査部門の組織（2022年度）
Author(s)	広島大学総合博物館埋蔵文化財調査部門,
Citation	広島大学埋蔵文化財調査研究紀要 , 15 : 57 - 62
Issue Date	2024-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055043
Right	
Relation	



総合博物館埋蔵文化財調査部門の組織（2022年度）

1) 広島大学総合博物館規則

（趣旨）

第1条 この規則は、広島大学学則（平成16年4月1日規則第1号）第18条の規定に基づき、広島大学総合博物館（以下「総合博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 総合博物館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、次に掲げる事項を行うことにより、研究、教育及び社会貢献の推進に資することを目的とする。

- (1) 本学に所蔵する学術標本資料の収集、調査、保存及び管理並びにその研究、展示及び情報発信に関すること。
- (2) 学芸員等の人材育成に関すること。
- (3) 本学構内の埋蔵文化財の発掘調査並びに調査資料の保存、管理及び公開に関すること。

（組織）

第3条 総合博物館に、次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 総合博物館に、前項に掲げるもののほか、研究員又は客員研究員を置くことができる。

第4条 館長は、本学専任の教授をもって充てる。

- 2 館長は、学術室センター等推進部門（以下「推進部門」という。）の意見を聴いて、学長が任命する。
- 3 館長は、推進部門の助言により総合博物館の業務を掌理する。
- 4 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 館長が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命の

日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第5条 副館長は、本学専任の教員をもって充てる。

2 副館長は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 副館長は、館長の職務を補佐する。

4 副館長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

5 副館長の再任は、妨げない。

第6条 総合博物館の専任教員は、学長が任命する。

第7条 研究員は、本学の教員をもって充てる。

2 研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が任命する。

3 客員研究員は、学外の研究者をもって充てる。

4 客員研究員は、推進部門の意見を聴いて、学長が委嘱する。

5 研究員及び客員研究員の任期は、2年とする。ただし、4月2日以降に任命又は委嘱された場合の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

6 研究員及び客員研究員の再任は、妨げない。

(部門)

第8条 総合博物館に、第2条の目的を達成するため、次の部門を置く。

(1) 展示情報・研究企画部門

(2) 埋蔵文化財調査部門

2 部門に、部門長を置く。

3 部門長は、本学専任の教員をもって充てる。

4 部門長は、館長の意見を聴いて、学長が任命する。

5 部門長の任期は、2年とする。ただし、館長の任期の終期を超えることはできない。

6 部門長の再任は、妨げない。

(サテライト館)

第9条 総合博物館に、総合博物館における展示の充実を目的として、サテライト館を置くことができる。

(運営委員会)

第10条 総合博物館に、広島大学総合博物館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

第11条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 部門長
- (4) 総合博物館の専任教員
- (5) 総合科学部，文学部，教育学部，理学部及び生物生産学部が，それぞれその教授又は准教授のうちから推薦する者1人
- (6) 学長が必要と認めた者若干人

2 委員は，学長が任命する。

3 第1項第5号及び第6号の委員の任期は，2年とし，4月1日に任命することを常例とする。ただし，4月2日以降に任命された場合の任期は，その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第1項第4号及び第5号の委員の再任は，妨げない。

第12条 運営委員会は，総合博物館に関し次に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針（教員人事・予算の原案作成等を含む。）に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) その他総合博物館の運営に関すること。

第13条 委員会に委員長を置き，館長をもって充てる。

2 委員長は，運営委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故があるときは，副館長が，その職務を代行する。

第14条 運営委員会は，必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第15条 運営委員会は，必要に応じて，専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は，運営委員会が定める。

（運営支援）

第16条 総合博物館の運営支援は，財務・総務室施設部施設企画グループの協力を得て，学術室学術推進グループにおいて行う。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，総合博物館が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度に任命又は委嘱される館長，研究員，客員研究員及び運営委員会委員の任期は、第 4 条第 4 項，第 6 条第 5 項及び第 10 条第 6 項の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 3 広島大学総合地誌研究資料センター規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 47 号）は，廃止する。

附 則（平成 19 年 3 月 13 日規則第 36 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 11 日規則第 39 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 126 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 66 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 26 日規則第 83 号）

1 この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

2 広島大学埋蔵文化財調査室要項（平成 16 年 4 月 1 日学長決裁）は，廃止する。

附 則（平成 24 年 4 月 26 日規則第 69 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 28 日規則第 110 号）

この規則は、平成 27 年 7 月 28 日から施行し、この規則による改正後の広島大学総合博物館は平成 27 年 4 月 1 日から適応する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日規則第 27 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 128 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 17 日規則第 223 号）

この規則は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 90 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日規則第 212 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日規則第 148 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2) 広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、広島大学総合博物館規則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 78 号)第 14 条の規定に基づき、広島大学総合博物館運営委員会埋蔵文化財調査専門委員会(以下「専門委員会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学構内の埋蔵文化財の発掘調査・保存等に関し、専門的な見地から審議を行うため専門委員会を設置する。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総合博物館長
- (2) 総合博物館埋蔵文化財調査部門長
- (3) 総合博物館専任の教員のうちから総合博物館長が指名する者
- (4) 発掘調査に関連のある専門分野の教員 若干人
- (5) 副理事(財務企画担当)
- (6) 副理事(施設企画担当)

2 委員は、総合博物館長が任命する。

3 第 1 項第 4 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 4 号の委員の再任は妨げない。

(会議)

第 4 条 専門委員会に委員長を置き、総合博物館埋蔵文化財調査部門長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行

する。

第5条 専門委員会は、必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 専門委員会の事務は、学術室学術推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則

この要項は、平成23年7月29日から施行する。

3) 専門委員会委員

委員長

川島尚宗(総合博物館准教授) 2020年5月1日～

委員

中坪孝之(総合博物館館長) 2021年4月1日～

渡邊 誠(大学院人間社会科学研究科教授) 2017年4月1日～

本多博之(大学院人間社会科学研究科教授) 2015年4月1日～

野島 永(大学院人間社会科学研究科教授) 2015年4月1日～

熊原康博(大学院人間社会科学研究科准教授) 2013年11月1日～

白石史人(大学院先進理工系科学研究科准教授) 2021年4月1日～

澁村剛司(財務・総務部長) 2020年4月1日～

木村貴彦(施設部長) 2020年4月1日～

4) 組織

部門長(併任)

川島尚宗(総合博物館准教授) 2020年5月1日～

調査部門員

川島尚宗(総合博物館准教授) 2020年5月1日～

石丸恵利子(総合博物館研究員) 2014年4月1日～

梅本健治(総合博物館教育研究補助職員) 2018年5月1日～